



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

877	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課)..... 1
878	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(")..... 1
879	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)..... 1
880	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課)..... 2
881	森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課)..... 2
882	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	(")..... 3
883	道路の区域変更	(道路保全課)..... 4
884	都市公園の区域変更	(都市政策課)..... 5

告 示

和歌山県告示第877号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071300705	株式会社ひだまり	訪問看護ステーションひだまり	和歌山県伊都郡かつらぎ町兄井131-3	訪問看護	令和 7. 10. 31
				介護予防訪問看護	令和 7. 10. 31

和歌山県告示第878号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
3072202066	合同会社あゆむ	ヘルパーステーションあゆむ	和歌山県田辺市神島台1-13	訪問介護	令和 7. 11. 1	令和 13. 10. 31

和歌山県告示第879号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012300 624	多機能型事業 所わかば園	新宮市下田二丁目6 番40号	生活介護	社会福祉法人和 歌山県福祉事業 団	西牟婁郡上富田町 岩田2456-1	令和 7. 10. 31

和歌山県告示第880号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業大谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年11月11日から同年12月1日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第881号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、那賀振

興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

令和7年10月3日から同月17日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第882号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 区域及び期間

(1) 区域

美浜町、印南町、白浜町及び那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

令和7年10月3日から同月17日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

（1）3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（2）3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

（3）3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

（4）知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

（5）知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字生石字屋勢谷1407番地先から同町大字生石字岡ノ本1519番1地先まで	旧	6.78 } 27.33	141.00	
同上	新	8.16 } 27.76	144.00	

和歌山県告示第884号

昭和51年和歌山県告示第786号（都市公園の設置）で設置した和歌公園の区域を次のように変更するので、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第12条の2の規定により公示する。

令和7年11月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 名称 和歌公園

2 位置

（1）追加する部分 和歌山市和歌浦中三丁目1063番の一部 104.40平方メートル

（2）削除する部分 なし

3 区域 別添図面のとおり

4 変更後の区域の供用開始の期日 令和7年11月11日

（「別添図面」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて40日間縦覧に供する。）